

## 松江市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則（平成 19 年松江市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第 2 号 <u>別紙のとおり</u>	様式第 2 号 <u>別紙のとおり</u>

<改正後>

様式第2号（第3条関係）

（表）

松江市コミュニティバス定期券		No.
_____		
年 月 日から		
_____		
年	月	日迄
_____		
氏名		様
_____		_____
通用	か月	円
_____		_____
年	月	日 発行:松江市

（裏）

<ol style="list-style-type: none"><li>1 検札の際は、必ず乗務員にご提示ください。</li><li>2 次のような不正使用があった場合は、本券を回収し、所定の割増運賃を申し受けます。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 使用資格、氏名、住所、乗車区間その他の事実を偽って定期券を購入し使用したとき</li><li>(2) 券面記載事項を書き換えるなど改ざんしたとき</li><li>(3) 他人名義のものを使用したとき</li><li>(4) 通用期間の経過後に使用したとき</li><li>(5) 指定された路線以外で使用したとき</li><li>(6) その他不正な乗車方法をとったとき</li></ol></li><li>3 臨時バスにはご乗車いただけません。</li></ol>
---

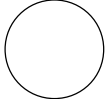
備考

- 1 普通定期券、小人定期券、学期別定期券及び片道定期券の種別を表示するものとする。
- 2 小人定期券については、学校名を表示するものとする。
- 3 縦52ミリメートル、横77ミリメートルとする。

<改正前>

様式第2号(第3条関係)

(表)

松江市コミュニティバス定期券	No
	
年 月 日から	
年 月 日迄	
氏名 様	
通用	ヵ月 円
年 月 日	発行 松江市

(裏)

- 1 検札の際は、必ず乗務員にお見せください。
- 2 次の場合は本券は回収され、割増料金を支払わねばなりません。
  - (1) 身分氏名その他の事実を偽って購入したとき
  - (2) 券面記載事項を塗抹改変したとき
  - (3) 他人名義のものを使用したとき
  - (4) 通用期間経過後に使用したとき
  - (5) 指定路線以外で使用したとき
  - (6) その他不正なことをしたとき
- 3 臨時バスは乗車できません。

備考

- 1 普通定期券、小人定期券、学期別定期券及び片道定期券の種別を表示するものとする。
- 2 小人定期券については、学校名を表示するものとする。
- 3 縦62ミリメートル、横84ミリメートルとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の松江市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則の規定により交付された定期券は、当該定期券の通用期間の満了する日までの間は、改正後の松江市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則の規定により交付された定期券とみなす。